

意見書

2024（令和6）年5月9日

早稲田大学教育・総合科学学術院教授 伊藤守



東京地方裁判所令和4年（ワ）第21897号（損害賠償請求事件）について、被告代理人からの下記照会事項につき、送付された訴訟記録（双方の準備書面、提出された証拠）を一読の上、以下のとおり意見を申し述べます。

なお、被告及び代表者の白石草氏とは、メディアの研究者としてや講演会や研究会、学会等で情報や意見交換することはありますが、利害関係は一切ありません。また、原告とも大学の教員という同じ職にありますが、利害関係は一切ありません。

照会事項

- 第1 現代におけるメディアの公共性は、どのように確保されているか。
- 第2 オルタナティブ・メディアは、現代のメディアの公共性を担保する上で、どのような役割を果たしてきたか。
- 第3 Our Planet TV は、オルタナティブ・メディアとして、現代のメディア環境においてどのような役割を果たしてきたか。
- 第4 本件記事は、現代メディアの公共性の観点から、どのように評価されるのか。

結論

- 第1 従来のマスメディアは民主主義社会の根幹である公共性の維持に貢献してきたが、あらたなメディアの登場によって、技術的かつ社会文化的な制約や弱点も明らかとなり、歴史的な変化の渦中にある。
- 第2 ソーシャルメディアに代表されるオルタナティブ・メディアは、多くの課題に直面してはいるものの、言論の多元性をこれまで以上に強化し、担保する機能を果たしており、現代の公共的空間にとって不可欠の存在（公共的な意見形成の土台）となっている。
- 第3 Our Planet TV は、デジタル・ネットワークを基盤とするインターネット放送局として先駆的な役割を果たしてきたオルタナティブ・メディアである。数々の受賞が示すように、人権にかかわる問題を中心とした報道を通じて、研究者や数多くのジャーナリストからも高い評価を受けている報道機関である。
- 第4 公共性の高い問題に関する提訴報道は、メディアの基本にかかわる重要な役割である。本件に関しても、Our Planet TV の報道は、報道機関の基本的な機能を果たしたものと判断できる。

はじめに

この20年近い期間で大きな変容を遂げたメディア環境のなかで、Our Planet TVがこれまでどのような役割を果たしてきたかを考える上で、現代のメディアの公共性の特徴と共に、この間の変化の一翼を担ってきたオルタナティブ・メディアの役割を述べる必要がある。上記の第1から第4の順に意見を申し述べる。

第1 現代におけるメディアの公共性は、どのように確保されているか。

公共性という概念は、「公共放送」「公共施設」など日常用語としても使用され、多義的な意味を内包している。日本における「公共性」研究の第一人者で、政治思想が専門の齋藤純一氏は、「公共性 official」の意味を学問的な観点から以下のように整理している。（*1）

第一は、「公（おおやけ official）」という言葉に代表される政府や行政機関さらに官職にある者が関与する施策や施設さらにその運用・運営を指す。ただし、この場合に、これらの機関による施策が、すべての国民やその地域に住む住民全体にかかわるものであり、これらの機関が運営もしくは委託する施設も、同じくすべての国民やその地域に住む住民全体に開かれたものであるという点で、「公共性」の概念の一部に「公（おおやけ）」という意味が含意されると述べている。すなわち、「公（おおやけ、）」が「公共性」あるいは「公共」とぴったり重なり合うものではなく、あくまですべての国民や住民に「開かれている」という点で、「公（おおやけ）」は「公共性」概念の一部を占めるということである。

第二は、上記の点に直接かかわるが、「公共性」とは、すべての市民に「開かれている（open）」という状態を指す。元々、英語の Public や日本語の公共性ないし公共という概念は、ドイツ語の Öffentlichkeit の訳語である。歴史的にみれば、18世紀に、この概念は政府が政策を国民に広く知らしめる（「公開する」「告知する」）という意味で使われ、それが19世紀に市民階級が台頭するなかで、政府のみならず市民自身も自由に自らの意見を表明する空間ないし関係性を意味する概念へと転ずることになる。今日でもドイツでは一般的に Öffentlich という言葉が日常的に使われるが、それは講演会や研究会が開催される場合、一切の制約なしに、すべての人が参加できる（公開である）ことを意味する。19世紀以来の市民社会の伝統が息づいていると言えよう。

「公開する／公開されている」こと、「開かれている」こと、これが現代の「公共性」という概念の核心をなしている。

第三は、いま述べたことがらを前提として、すべての人が制約なしに参加できる空間で、自由に人々が発言し、議論できることを指す。言い換えれば、これまで社会の周辺に位置づけられ、参加する意欲があってもなんらかの制約や社会規範の存在によって参加することができなかった人びと、自身の声を他者に伝える機会が存在しなかった人びとが、自身の意見を伝え、他者から耳を傾けられること、そして異なる意見であろうと相互に語り合い、問

題を「共有する common」関係性やそれを保障する空間、これが公共性の第三の要件である。齋藤が「公共性」を考える上でもっとも重視する要件である。

政府や行政機関による政策や施策の「公開」、市民に「開かれたオープンな」参加の空間の形成、そして市民相互の「議論」による課題の「共有」という、齋藤が述べた「公共性」概念をめぐる三つの要件は、公共性の社会的構成に関する具体的な歴史的展開を振り返るまでもなく、言論の自由を柱とした民主主義社会の成立と、それを実質的に担ってきた新聞、ラジオ、テレビ、そして現在のインターネットに至るメディアの存在なくしては成立しない。

新聞、ラジオ、テレビが、時の政権の政策を広く伝えること、あるいは政権が隠そうとしていることがらを国民に「公開」して事実を明らかにすること、また多くの市民が知るべき、そして共有すべき、政治、経済、家族、教育、医療、科学技術など、市民生活に直結するさまざまな社会的課題に関する情報を報道して、市民の関心を高め、市民の判断に資する情報を提供すること、これらすべては「公共性」を担保し拡大することであり、その機能を実質的に果たしてきたのが新聞やテレビに代表されるマスメディアである。

国民を主権者とする民主主義国家の根幹をなす「公共性」は、各マスメディア機関が主体となったジャーナリズム活動によって支えられてきた。一般に「マスメディア型の公共性」あるいは「組織ジャーナリズム」による公共性と語られてきた、これまでのメディアとジャーナリズムの様態である。

第2 オルタナティブ・メディアは、現代のメディアの公共性を担保する上で、どのような役割を果たしてきたか。

上述した「マスメディア型の公共性」あるいは「組織ジャーナリズム」による公共性は、1990年代以降に急速に社会生活に浸透したインターネット、さらにそれを基盤としたソーシャルメディアの拡大によって大きく変化している。

従来の新聞は、朝刊と夕刊という限られた紙面で情報を伝えることしかできなかったし、テレビも定時の時間帯で、限定された時間枠でニュースを伝えることが基本であった。それに対して、インターネット以降のデジタルメディアは、ビデオカメラの小型化が可能とした個人による情報発信にはじまり、現在はスマートフォンに内蔵されたカメラも含めて、24時間いつでも、文字情報のみならず大量の映像情報を、従来の紙面の制約や時間的な制約なしに発信できる環境を構成している。

この技術的な変化は、オルタナティブ・メディアと言われる新たなインデペンデントメディア(=従来のマスメディアからも、商業資本からも独立したという意味で「インデペンデントメディア」と称される)の登場を促し、ニュース媒体の多様化と共に、それに伴うニュースの幅を劇的に拡大し、「公共性」の在り方にも多大な変化をもたらしている。

具体的に言えば、従来のマスメディアが広範囲の情報を限られた紙面や時間枠で、またニュースバリューがあると送り手が判断し、その基準に従い選択された情報を伝達する、とい

う社会的かつ技術的な制約の下にあった。これと比較して、オルタナティブ・メディアの成立は、これまでマスメディアが見逃してきた問題、取材はしていても様々な理由で報道までには至らなかった情報などを、詳細に、深掘りしたかたちで、独自の特徴ある情報を発信することを可能とした。

それは、政治報道に特化したメディア、教育や医療に特化したメディア、人権問題を専門とするメディア、あるいは科学技術を専門とするメディアなどあらゆる分野に拡がり、「組織」に対して「個」の専門性を活かしたジャーナリズム活動を通して、従来の「メディアの公共性」を格段に拡張しているのである。

たとえば、これまで注目されずにきた福祉や貧困そしてマイノリティが抱える問題等の社会問題に光を当て、さまざまな困難を抱える当事者の声を伝える「ケアのジャーナリズム」(*2)、あるいは専門家や科学者と共同で事故や災害を予測して、これらの事故や災害を未然に防ぐべく、高精度の画像データを使って情報を発信する「データ・ジャーナリズム」(*3)など、メディア・ジャーナリズムの新たな方法を発展させている。

メディアの技術的進歩が、不確定性を増した社会の動向とも連動しながら、従来のジャーナリズムのあり方やメディアの機能の変化を促しながら、<21世紀型のあらたな公共性>を構築する重要な役割を果たす歴史的な段階に移行していると言える。オルタナティブ・メディアはマスメディアの時代では十分とは言えなかった言論の多様性を格段に高めているのである。

第3 Our Planet TV は、オルタナティブ・メディアとして、現代メディアにおいてどのような役割を果たしてきたか。

2001年に非営利の報道機関として設立された Our Planet TV は、日本における上記のオルタナティブ・メディアの「先駆け」とでも言える組織である。代表の白石草氏は、業界やメディア研究者の間でも広く知られた高く評価されている人物であり、テレビ局の関連会社で報道に携わるための基本的知識と技術を習得し、その後テレビ局のビデオジャーナリストとして活躍したのち、Our Planet TV を立ち上げ、新聞やテレビでは十分取りあげられることがなかった社会的弱者や少数者の視点から積極的に映像番組を制作し、インターネット配信を行ってきたジャーナリストとして知られている。

また、番組制作のみならず、メディア組織で活躍したいと希望する大学生や社会人を対象にワークショップを開催して映像制作の実践的な教育を行い、多くのジャーナリストを育成する一方で、企業や行政の映像制作能力の向上にむけたプロジェクトを企画し、多くの機関から信頼され実績を上げていることも高く評価されている。

拙書『ドキュメント テレビは原発事故をどう伝えたか』(*4)において詳細に言及したように、白石氏は、2011年に起きた東日本大震災ならびに福島第一原子力発電所の過酷事故の後、特に事故によって壊滅的な被害を受けた福島県の被災地における現地取材や

各地に避難した自主避難者などの取材を通して多くの番組を制作している。「テレビは原発事故をどうつたえたか」とはじめとする一連の原発報道など6作品に対して2012年度の第55回JCJ（日本ジャーナリスト会議）賞特別賞を受賞している。加えて、福島県の「県民健康調査」などを継続的に取材し報道を重ね、2020年には第34回東京弁護士会人権賞を受賞したことも、研究者の中で広く知られている。

こうした約25年近くにわたるインターネット放送局としてのOur Planet TVのジャーナリズム活動は、上記の受賞歴からも理解できるように、市民への映像制作支援を通じたメディアリテラシー教育はもとより、大手マスメディアの視野から零れ落ちるさまざまな社会的課題を報道することで、言論の多様性をこれまで以上に押し広げ、現代的なメディア公共性の構築に寄与する大きな役割を果たしてきた。このことは、メディア研究者ならびに大手メディアで活躍する多くの記者からも広く認識され、高い評価を得ている。

第4 本件記事は、現代メディアの公共性の観点から、どのように評価されるのか。

本件に関して、メディア研究者としての専門的な立場から申し上げるべきは、以下の三点である。

第一は、提訴報道は言論の多様性を保障するという点で、メディアの基本的な役割である。とりわけ、行政機関や企業あるいは公的人物ないし準公的人物からパワハラやセクハラ等の不当な扱いにより精神的な苦痛を受けた、名誉を傷つけられた等の事案が、たんなる個人的な利害にかかわる問題とは言えず、社会的かつ公共的な問題であるとメディアが判断した場合に、提訴にいたった事実や経過を報道することは合理的理由が存在すると考える。

さらに言えば、提訴の当事者が受けた苦痛や困難を述べる機会が限られ、多くの人々に広く告知する場をもたない一方で、相手側がさまざまな回路を通して、自身の意見を発表できる機会を有している場合など、コミュニケーションの非対称的な関係性を是正し、言論の自由ならびに多様性を保障するために、メディアが積極的に提訴報道をおこなうことはきわめて重要な行為である。また、提訴報道の重要性は、裁判の結果に左右されるものではないことも強調しておきたい。社会の周辺に置かれた人々の声を伝えること自体に価値が認められるからである。

第二は、本件が上述の提訴報道にかんする公共的な要件を具備しているという点である。報道内容は、「福島復興」にかかわる「ハッピーロード・ネット主催『日本・ペラルーシ友好訪問団2008 報告会』」に参加した学生が、主催者側のK教授から「盗撮」に当たるとして、撮影した写真を削除することなどの強要行為等を受け、精神的苦痛を被ったとして提訴した記者会見である。福島原子力発電所の過酷事故後の状況や復興の現状を報道してきたOur Planet TVが、大学に職を有して、公的な機関における委員やアドバイザーも務め、「福島復興」に関する多くの発言の機会を有する「公的」な立場にある人物から写真削除などを求められるなど、自由な表現活動が抑圧された問題として認識し、また非対称的

な関係に置かれた当事者が問題の深刻さを多くの人に共有すべき公共的な問題として判断して、提訴の記者会見を動画で報道したことからすれば、本件提訴報道は表現の自由にかかわる問題として公共的な要件を具備するものであり、報道機関として正当な行為であると考えられる。

さらに、Our Planet TV が、上述したように、大手マスメディアの報道から零れ落ちるさまざまな社会的課題を報道することで、言論の多様性をこれまで以上に押し広げ、現代的なメディア公共性の構築に寄与する大きな役割を果たしてきたことからすれば、Our Planet TV が本件提訴報道を行ったことの正当性はより一層明らかである。

第三は、この報道を視聴したユーザーに誤解を与えるものではないという点である。報道内容は、弁護士による会見ならびに当事者の会見を淡々と伝える動画、訴訟に至る事実を伝える記事、さらに両者の LINE メッセージ引用から構成され、Our Planet TV が解説や意見が述べることはなく、訴訟に至る「事実」を報道する形式を採用している。したがって、この報道形式のみから見ても、この報道を視聴したユーザーが、訴訟の一方の当事者の主張であると捉えるのが通常であり、その主張を「鵜呑みにする」などの誤解を与えるリスクはきわめて低いと考える。

上記の三つの論点に加えて、以下の意見を補足的に述べておきたい。

これまでのマスメディアによる報道は事実を客観的に報道すること、また主張が異なる場合は両者の主張を報道することで「公正性」や「中立性」を重視してきた。だが、そのために、ジャーナリズム機関として深掘りした報道が不十分であるとして批判されてきたことも確かである。

組織ジャーナリズムのこうした弱点を克服すべく、オルタナティブ・メディアが当事者や専門家の目線から詳細に情報を伝えることを重視して、従来のマスメディアとは異なった報道スタイルを試みていることは先に述べた通りである。しかも、今日、国際的に著名なジャーナリスト兼ジャーナリスト教育の専門家であるビル・コバッチ氏及びトム・ローゼンシュティール氏が「不偏不党や中立性はジャーナリズムの根本原則ではない。(略)客観性とは中立性や、両サイドが同じようになるバランスを取るのではなく」、「ジャーナリストが重点を置き続けなければならないのは、魂と心のこの独立性であり、中立性ではなく知の独立性である」と述べていることは、現在のメディア環境の変容を踏まえたジャーナリズム活動に関する重要な問題提起と言える。(＊5)

本件にかかわる提訴報道の際、双方の当事者の主張を伝えず、一方の側の主張を報道することに対して、「公平性」を欠いており、情報の受け手側に偏った認識をもたらすとの意見が、とりわけ日本のメディアの一部には存在する。しかしながら、現在の受け手（視聴者やネットユーザー）は、従来のA紙の読者、B紙の読者、C局のニュース視聴者といった固定したメディア・アクセスを通してニュース受容をしているわけではない。このことに留意す

べきである。すなわち、Yahoo!ニュースやその他のポータルサイト系のニュース媒体などを利用して、既存のマスメディアやオルタナティブ・メディアなど多様な情報源から情報を入手するユーザーへと変化している。この変化は、単一の情報を鵜呑みにすることなく、各種の情報を相対化・対象化して捉えるユーザーの成立を促しているのである。

情報の多様性とそれに相関したユーザーのメディアリテラシーの向上は、本件に照らしても、前述したように、Our Planet TV の報道のみに依拠して、それを「鵜呑みにする」あるいは「誤解する」ユーザーはごくわずかであり、ほとんどのユーザーはその後の経緯や裁判の結論を見守る等の冷静な判断すると推測できる。

以上、本件に関する損害賠償請求は、メディアの基本的な役割を毀損するものであり、もしこの損害賠償請求が認められるならば、オルタナティブ・メディアに限らず、大手メディアも含めたジャーナリストが、社会の周辺に置かれた市民の意見を広く社会に共有すべきものとして取材・報道する自由を著しく制約し、メディア公共性を縮小させかねないことを強く申し述べておきたい。

- * 1 齋藤純一 (2000)『思想のフロンティア 公共性』岩波書店
- * 2 林香里 (2002)『マスメディアの周縁、ジャーナリズムの核心』新曜社
林香里 (2011)『<オンナ・コドモ>のジャーナリズム：ケアの倫理と共に』岩波書店
- * 3 瀬川至朗 (2023)『データが切り拓く新しいジャーナリズム』早稲田大学出版部
- * 4 伊藤 守 (2012)『ドキュメント テレビは原発事故をどう伝えたか』平凡社新書
- * 5 ビル・コバッチ／トム・ローゼンスティール (2021/2024)『ジャーナリストの条件：時代を超える 10 の原則』新潮社

伊藤 守

(略歴)

法政大学大学院社会科学研究所博士課程修了

新潟大学教授を経て、2000 年より早稲田大学教授、現在に至る

(社会活動)

日本学術会議連携会員 (社会学委員会・メディア文化研究部会 2008 年度～2010 年度)

(同 研究部会委員長 2011 年度～2014 年度)

日本学術会議連携会員 (情報学委員会 2014 年度～2016 年度)

社会情報学会 (SSI) 会長 (2012 年 4 月～2015 年 3 月)

日本メディア学会 (日本マス・コミュニケーション学会から改名) 会長 (2021 年 6 月～2013 年 5 月)

(業績)

『東京オリンピックはどう観られたか』ミネルヴァ書房 (2024 年)

『メディア論の冒険者たち』東京大学出版会 (2023 年)

『コミュニケーション資本主義と<コモン>の探求』東京大学出版会 (2019 年)

『情動の社会学』青土社 (2017 年)

『ドキュメント テレビは原発事故をどう伝えたか』(2012 年) 平凡社新書等。